

第3章 踏切道における交通

1 第8次交通安全基本計画の評価

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

	踏切事故の発生状況		
	平成 17 年	平成 20 年	
	踏切事故発生件数	450	336 (25.3%)
	踏切事故死傷者数	306	224 (26.8%)
鉄軌道の全運転事故件数に占める踏切事故の割合	50%	39%	

括弧内の数値は平成 17 年に対する平成 20 年の減少率である。

(国土交通省)

立体交差化による踏切除却など抜本的な対策を検討すべき踏切道を抽出・公表すると共に、道路管理者・鉄道事業者への検討・協議を促し対策推進に努めた。

(国土交通省)

立体交差化を実施すべき踏切道については踏切道改良促進法に基づく指定を行い、協議・手続きの促進及び立体交差化の実効性確保に努めた。

(国土交通省)

「都市における道路と鉄道の連続立体交差化に関する要綱」(局長通達)の改正により近年のニーズを反映するなど、立体交差化事業の円滑な実施・促進に努めた。

(国土交通省)

抜本的な対策を検討すべき踏切道については踏切除却のペースをこれまでの2倍とする目標をたて協議・対策の促進に努めた。

・立体交差化により除却された踏切道数 224 箇所
(H18～20年度)

(国土交通省)

立体交差化までに時間を要する「開かずの踏切」等に

踏切道の立体交差化

踏切道の構造の改良

<p>歩行者等立体横断施設の整備</p>	<p>については、速効対策として踏切道の構造の改良を実施するよう促し、効果の早期発現に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>速効対策を検討すべき踏切道については、抽出・公表すると共に道路管理者・鉄道事業者への検討・協議を促し対策推進に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>構造の改良を実施すべき踏切道については踏切道改良促進法に基づく指定を行い、協議・手続きの促進及び構造改良の実効性確保に努めた。</p> <p>・構造の改良を行った踏切道数 926 箇所(H18～20 年度)</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>歩行者等立体横断施設の整備を実施すべき踏切道については踏切道改良促進法に基づく指定を行い、協議・手続きの促進及び整備の実効性確保に努めた。</p> <p>・歩行者等立体横断施設を整備した踏切道数 8 箇所(H18～20 年度)</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
----------------------	--

(2) 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

	<p>踏切道の利用状況、事故発生状況、交通規制の実施状況等を勘案して踏切遮断機の整備促進に努めた。</p> <p>・遮断機のない踏切道数 4,764 箇所(H18 年度末)</p> <p style="padding-left: 100px;">4,520 箇所(H19 年度末)</p> <p style="padding-left: 100px;">4,352 箇所(H20 年度末)</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、門型警報装置、大型遮断装置を設置する等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備促進に努めた。</p> <p>・障害物検知装置の設置状況 9,119 箇所(H18 年度末)</p> <p style="padding-left: 100px;">9,244 箇所(H19 年度末)</p> <p style="padding-left: 100px;">9,349 箇所(H20 年度末)</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況を勘案し、必要な交通規制を実施している。</p>
--	--

踏切道における主な交通規制の実施状況 (各年度末、箇所数)			
	18年度	19年度	20年度
大型車通行止め	5,987	5,804	5,612
二輪の自動車以外の自動車通行止め	4,035	3,911	3,726
車両通行止め	2,094	1,973	2,060
その他の通行止め	2,136	2,034	1,923
一方通行	712	703	480
合計	14,964	14,425	13,801

(警察庁)

(3) 踏切道の統廃合の促進

	<p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これらの近接踏切道以外の踏切道についても、同様に統廃合の促進に努めた。</p> <p>・踏切道数 平成18年度末 34,952 箇所 平成19年度末 34,547 箇所 平成20年度末 34,252 箇所</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p>
--	---

(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

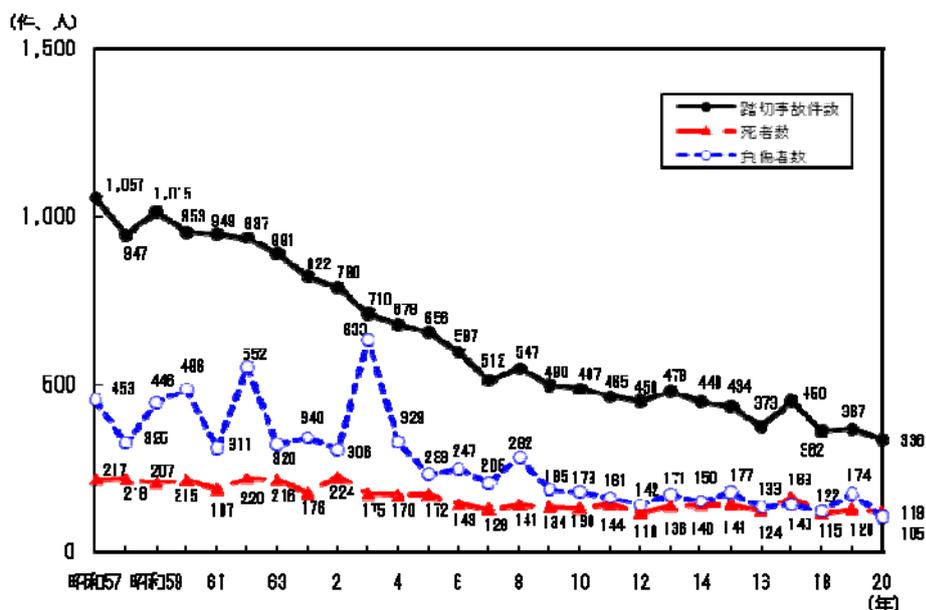
<p>研究開発・広報活動の実施</p>	<p>踏切システムの高度化や踏切道に近接する駅構内通路の利活用について、有識者委員会による検討を行うとともに実証実験を行い、踏切道の交通の安全と円滑化に向けた研究開発に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>踏切道の現状や対策実施への理解を促すため自治体等によるHPの作成・公開を支援し、利用者の理解や安全意識の向上に努めた。</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> <p>踏切事故防止について、ポスターの掲示、チラシ類の配布等によるキャンペーンを実施し、学校、沿線住民、道路運送事業者等に対し、踏切道の安全通行や鉄道事故</p>
---------------------	---

	防止に関する知識の普及及び意識の高揚を図った。 (国土交通省)
--	------------------------------------

2 まとめ

踏切事故は、立体交差化による踏切道の廃止や踏切保安設備の整備等により、運転事故と同様、長期にわたって減少傾向にある。平成20年中に発生した踏切事故の件数は336件で前年比8.4%減であり、運転事故(857件)の39.2%を占めている。また、死傷者数は224人で前年比25.8%減となっている。

踏切事故の件数と死傷者数の推移



このうち、第8次交通安全基本計画の実施期間中(平成18年度から平成22年度まで)における平成18年から平成20年までの踏切事故の発生状況は次のとおりであり、引き続き踏切事故のない社会を目指すために、踏切道における交通安全の諸施策を推進する必要がある。

	18年	19年	20年
発生件数(件)	362	367	336
死者数(人)	115	128	119
負傷者数(人)	122	174	105